

議案第 9 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

羽曳野市立学校園校区審議会を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 の表中羽曳野市立学校園校区審議会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中羽曳野市立学校園校区審議会委員の項を削る。

執行機関の附属機関に関する条例 新旧対照表

新	旧																
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="192 387 1104 628"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 387 638 427">附属機関の名称</th> <th data-bbox="642 387 1104 427">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 430 638 470">省略</td> <td data-bbox="642 430 1104 470"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 474 638 590"></td> <td data-bbox="642 474 1104 590"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 593 638 628">省略</td> <td data-bbox="642 593 1104 628"></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の名称	担任する事務	省略				省略		<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1160 387 2072 628"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 387 1606 427">附属機関の名称</th> <th data-bbox="1610 387 2072 427">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 430 1606 470">省略</td> <td data-bbox="1610 430 2072 470"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 474 1606 590">羽曳野市立学校園校区審議会</td> <td data-bbox="1610 474 2072 590">市立幼稚園及び学校の新設又は移転若しくは通園学区域についての調査、審議等に関する事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 593 1606 628">省略</td> <td data-bbox="1610 593 2072 628"></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の名称	担任する事務	省略		羽曳野市立学校園校区審議会	市立幼稚園及び学校の新設又は移転若しくは通園学区域についての調査、審議等に関する事項	省略	
附属機関の名称	担任する事務																
省略																	
省略																	
附属機関の名称	担任する事務																
省略																	
羽曳野市立学校園校区審議会	市立幼稚園及び学校の新設又は移転若しくは通園学区域についての調査、審議等に関する事項																
省略																	

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
			羽曳野市立学校園	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
			校区審議会委員	その他の委員 日額 7,000 円	
省略			省略		